

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、当該の日)

平成十一年六月十六日

鳥取県知事 片山善博

一の表及び二の表中「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百十一号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年六月十六日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認を行っている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十一年六月十六日

鳥取県知事 片山善博

表中「一・七パーセント」を「一・六パーセント」に、「〇・五五パーセント」を「〇・五二五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百十二号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年六月十六日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認を行っている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年六月十六日

鳥取県知事 片山善博

表の一の項中「一・九五パーセント」を「一・八五パーセント」に、「〇・八五パーセント」を「〇・八パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・六パーセント」に、「〇・七パーセント」を「〇・五五パーセント」に改め、同表の二の項中「一・七パーセント」を「一・六パーセント」に、「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「一・〇パーセント」を「〇・八五パーセント」に、「〇・二五パーセント」を「〇・一五パーセント」に、「〇・九五パーセント」を「〇・八パーセント」に、「〇・二パーセント」を「〇・一パーセント」に改め、同表の三の項中「一・七パーセント」を「一・六パーセント」に、「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に改める。

平成十一年六月十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一一部を次のように改正する。

平成十一年六月十六日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年六月十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「一・七パーセント」を「一・六パーセント」に、「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に改める。

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年六月十六日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年六月十六日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の一の項及び二の項中「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・九パーセント」を「〇・八五パーセント」に改め、同表の三の項中「〇・九五パーセント」を「〇・九パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・七パーセント」に改め、同表の四の項から七の項までの規定中「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「一・〇九パーセント」を「〇・八五パーセント」に改め、同表の八の項中「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表の九の項中「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に改め、同表の九の項中「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・九パーセント」を「〇・八五パーセント」に改める。

一の表規則別表第六号の表中「一・一五パーセント」を「一・一二五パーセント」に、「〇・五五パーセント」を「〇・五三五パーセント」に改め、同表その他の資金の項及び二の表中「一・一パーセント」を「一・一パーセント」に、「〇・六パーセント」を「〇・五五パーセント」に改める。

鳥取県告示第四百十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年六月十六日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県告示第四百十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年六月十六日

鳥取県知事 片 山 善 博